

プレビュー（第2期）令和8年度神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付申請

（第2期）令和8年度神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付申請

神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付申請

神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金に係る事業について、次のとおり申請します。

※太陽光発電設備及び蓄電システム等を導入する方（御本人）が申請してください。代理申請はできません。

交付申請について 必須

太陽光発電設備及び蓄電システム等を導入する方（御本人）が申請してください。代理申請はできません。

- ・ 電子申請の申込をした者と別の者の書類が添付されている申請
- ・ 電子申請システムにおいて法人アカウントにより申込がなされた申請

等は、原則として受け付けることができません。

また、申請受理後に代行申請が判明した場合は補助金対象外となる可能性があります。

☐ 補助事業者本人による申請であることを誓約します

補助事業の着手について 必須

補助事業は、県から交付決定通知を受領した後に実施する必要があります。

交付決定よりも前に補助事業に着手（※）した場合は、補助事業の交付となりません。

※次のうち、いずれか一つについて、実施することをいいます。

- ・ 補助対象設備の設置に係る工事の着手
- ・ 太陽光発電・蓄電池を申請者ご自身で調達する場合は、太陽光パネル・蓄電池の購入
- ・ 太陽光発電・蓄電池の搭載された住宅の引渡し

交付決定前に事業計画上の着手予定日を迎えた場合には、工事等を後倒しにするなど適切な対応を行ってください。

☐ 交付決定前に事業計画上の着手予定日を迎えた場合でも、事前着手を行わないことを誓約します。

交付決定通知書について 必須

交付決定通知書は、郵送で申請者本人のみに交付します。

（電子申請システム上での処理状況が「完了」となっている場合でも、これは県が「申請の受付を完了」したことを意味しており、交付決定したものではありません。交付決定通知書の到着までお待ちください）

☐ 確認しました

実績報告書について 必須

補助事業の完了後は、補助事業の完了後2か月以内又は

令和9年4月30日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を

提出する必要があります。

なお、令和9年2月1日～3月31日の間に事業完了し、令和9年3月31日までに実績報告書の提出ができない場合は、実績報告書提出前に実施状況報告書も提出する必要があります。（令和9年3月31日必着）

※期限までに実績報告書の提出がない場合は、補助金が交付されないため、ご注意ください。

☐ 確認しました

郵便番号（半角数字） 必須

郵便番号

住所検索

住所 必須

住所

氏名（漢字） 必須

氏：

名：

電子メールアドレス 必須

パソコン又は携帯電話・スマートフォンのメールアドレスを入力してください。
ご提出いただいた内容に対してお問合せをさせていただく場合があります。必ず連絡のつきやすいメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

電子メールアドレス（確認用） **必須**

再度、パソコン又は携帯電話・スマートフォンのメールアドレスを入力してください。
ご提出いただいた内容に対してお問合せをさせていただく場合があります。必ず連絡のつきやすいメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

※添付ファイル名は「【申請者名】様式名」としてください。（例：【神奈川一郎】交付申請書類一式）

補助金交付申請額 **必須**

交付申請書（別表3第1ー1号様式又は第1ー2号様式）の補助金交付申請額の数字を正確に記載してください。

該当する項目を選択してください **必須**

- ☒ 戸建住宅の場合
☐ 共同住宅の場合

選択解除

（１）・（２）交付申請に必要な様式（一式） **添付ファイル**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

次の様式を添付してください。ファイルはホームページからダウンロードし、PDF等に変換処理を行わずに提出してください。
また、記載例を必ずご確認ください。必ず今年度の様式をご利用ください。昨年度の様式で記載された申請は受付できません。
（１）別表3第1ー1号様式「神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付申請書」
（２）別表3第1ー1号様式別紙1「神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金事業計画書」

（３）契約書（写し）又はこれに代わるもの **添付ファイル**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

住宅所有者本人との契約関係がわかるものが必要です。
※契約手続が終わっていないため契約書が提出できない場合は発注書・見積書等での代替が可能です。
※支払方法に「クレジット」の表記がある場合は、クレジットカードによる支払いか、ローン払いによるものが補記してください。

（４）補助事業に係る経費の内訳書類（見積書等） **添付ファイル**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

契約書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出してください。

※要記載項目
・宛名（住宅所有者と一致していること）
・太陽光発電及び蓄電システムそれぞれの設備費・設置工事費（分けて記載されていること）
・太陽電池モジュールの型番、パワーコンディショナーの型番、蓄電システムの型番およびそれぞれの数量

（注意）値引きがある場合は、見積書上のどの項目からの値引きになるか記載してください。

なお、新築注文住宅や新築分譲住宅の場合等については、請負契約全体の明細書及び、補助対象経費（太陽光発電・蓄電システムに係る費用）の内訳が明らかとなる明細書が必要となります。

（見積書に有効期限の記載がある場合） **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

交付決定前に、有効期限が切れた場合であっても、内容に変更がないか、設置事業者等に確認してください。

☐ 見積書が有効期限切れの場合でも、記載された内容（価格、条件等）に変更がないことを設置事業者等に確認しました。

（支払いについて） **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

支払いは令和9年3月31日までに完了する必要があります。
※クレジットカード払いの場合は、最終の「引き落とし日」が令和9年3月31日までである必要があります。

☐ 支払いは令和9年3月31日までに完了します。

（５）補助対象設備の仕様が確認できる書類 **添付ファイル**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

設置する補助対象設備の仕様が確認できる書類をすべて提出してください。

- ※次の1～4の製品カタログ、図面、仕様書などが該当します。
1 太陽電池モジュールの型式、公称最大出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ）
2 パワーコンディショナーの型式、定格出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ。蓄電システム等に含まれている場合には省略可）

- 3 蓄電池ユニット、蓄電システム等の型式（パッケージ型番）、蓄電容量が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ）
- 4 SIIの登録済製品一覧（該当部分のみ）の抜粋
(<https://zehweb.jp/registration/battery/>)

（６）補助事業者の住民票の写し

添付ファイル

選択肢の結果によって入力条件が変わります

個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又はマスキングされたもので、発行してから３か月以内のものを提出してください。

（７）（補助事業者が複数の場合）委任状及び委任者の住民票の写し

添付ファイル

選択肢の結果によって入力条件が変わります

委任状及び委任者の住民票の写しをそれぞれ添付してください。

なお、住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又はマスキングされたもので、発行してから３か月以内のものを提出してください。

※本書類は、申請者が設置事業者等に補助金申請を委任するためのものではありません。補助金申請は必ず申請者ご本人から行ってください。

（８）住宅の登記事項証明書の写し等

添付ファイル

選択肢の結果によって入力条件が変わります

■既存住宅の場合

住宅の登記事項証明書の写し又はこれに代わるものを提出してください。

登記情報提供サービス等でダウンロードしたものは不可です。

※登記事項証明書が提出できない場合は、住宅購入時の契約書等、申請者が当該住宅を所有していることがわかる書類を提出してください。

■新築注文住宅の場合

建築確認済証の写し又はこれに代わるものを提出してください。

※提出できない場合は、住宅所有予定者との請負工事契約書等を提出してください。

■新築分譲住宅の場合

申請者との住宅購入に係る契約書を提出してください。

■参考

Q 既存住宅・新築注文住宅・新築分譲住宅の違いを教えてください。

A 本補助金申請において、既存住宅は築年数に係らず、既に引き渡されている場合を表します。新築住宅は新築注文住宅の購入時に太陽光発電・蓄電システムを設置する場合、分譲住宅は太陽光発電・蓄電システムが搭載された新築分譲住宅を購入する場合となります。

例えば、分譲住宅に太陽光発電・蓄電システムを設置する場合であっても、その分譲住宅が既に引き渡されている場合は、既存住宅としてご申請いただく必要があります。

（９）耐震基準適合証明書等の写し

添付ファイル

選択肢の結果によって入力条件が変わります

昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅の場合は、現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写しを提出してください（今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施する場合は、実績報告時に提出してください）。

（10）受電地点特定番号がわかる資料

添付ファイル

選択肢の結果によって入力条件が変わります

二世帯住宅で、二世帯目以降の申請をする場合は提出してください（交付申請時に受領していない場合は実績報告時に提出してください）。

※同一の設置場所において付与されているすべての受電地点特定番号がわかる資料を添付してください。

（11）利益等排除に関する書類

添付ファイル

選択肢の結果によって入力条件が変わります

補助対象経費の中に補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社から調達(工事等含む。)する場合は、利益等排除に関する書類を提出してください。

（12）その他知事が必要と認める書類

添付ファイル

選択肢の結果によって入力条件が変わります

必要な場合は追加の書類の提出を求めることがあります。

<注意事項>

申請完了時には整理番号とパスワードが発行されますので、忘れずに保管してください。
県から問合せがあったときのために、必ず各種提出書類の写しをお手元に保管してください。
また、書類不足や記載内容の不備等については、速やかにご対応いただきますようお願いいたします。

閉じる

●●各手続の手続内容に関するお問合せ●●
各手続の担当課にお問い合わせください。
(お問合せ先は、各手続き申込画面の「手続き説明」を御参照ください。)

●●電子申請システムの操作に関するお問合せ●●
サポートの「よくあるご質問」を御確認いただき、
それでもシステム操作に係る不明点が解決しない場合は、
次のコールセンターにお問い合わせください。
【システム操作に関するお問合せ先（コールセンター）】
固定電話：0120-464-119（フリーダイヤル）
携帯電話：0570-041-001（有料）

（9：00～17：00 土日祝日及び12月29日から1月3日までを除く。）

ＷＥＢフォーム：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/inquiryForm/inputInquiryForm_initDisplay.action（原則24時間）

FAX：06-6733-7307（原則24時間）

※FAXによるお問合せは、次の項目を必ず御記入ください。

「氏名」「連絡先」「利用環境（OS／ブラウザ）」「申請・届出先自治体名」
これらの記載がない場合、お問合せに回答できない場合があります。
※本コールセンターでは、システム操作に係るお問合せ以外には対応できません。
手続内容に係る問合せについては、各手続の所管課にお問い合わせください。
（お問合せ先は、各手続き申込画面の「手続き説明」を御参照ください。）

神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会
(e-KANAGAWA)
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0108/e-kanagawa/>